

# 千葉県立千葉聾学校「学校いじめ等防止基本方針」

平成29年2月3日

## 1 いじめ等の防止のための基本理念

### (1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての幼児児童生徒（以下、児童生徒等）がいじめを行わず、他の児童生徒等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒等の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。併せて、体罰やわいせつ・セクハラ等の防止するための対策も行う。

この基本方針では、いじめや体罰、わいせつ・セクハラ等を合わせていじめ等とする。

### (2) いじめ等の定義

#### ①いじめ

児童生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒等と一定の人間関係にある他の児童生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### ②体罰

教職員等が児童生徒等に対して行った懲戒の行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒等の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。その懲戒の内容が身体的内容のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とする懲戒（殴る、蹴る等）、被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。

#### ③わいせつ

強姦、強制わいせつ（13歳以上の者への暴行・強迫によるわいせつ行為及び13歳未満の者へのわいせつ行為）、公然わいせつ、わいせつ物頒布等、買春、痴漢、のぞき、陰部等の露出、青少年保護条例等違反、不適切な裸体・下着姿等の撮影（隠し撮り等を含む）、わいせつ目的をもって体に触ること等をいう。

#### ④セクハラ

他の教職員、児童生徒等を不快にさせるような性的な言動等をいう。

### (3) いじめ等の禁止

児童生徒等及び教職員は、いじめ等の行為を行ってはならない。

### (4) 学校及び教職員の責務

いじめ等が行われず、全ての児童生徒等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、いじめ防止対策推進法と学校いじめ等防止基本方針を遵守し、保護者や関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめ等の防止と早期発見に取り組む。そして、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。尚、情報を公開する際には、隠蔽や虚偽の説明を行ってはならない。

## 2 学校いじめ等対策組織

本校における学校いじめ等対策組織を以下に定める。尚、校長が必要と認めた場合は、各組織に臨時的に委員を追加招集することができるものとする。

### (1) 校内の組織

#### ①いじめ等対策委員会

(構成員) 校長、副校長、教頭、主幹教諭、教務主任、各部主事、寮務主任、寄宿舎主任、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭

(役 割) いじめ等対策に関する基本方針の検討、状況把握、評価をする。また、重大事案が発生した場合に対応する。

#### ②生徒指導・教育相談部会

(構成員) 生徒指導主事、各部委員

(役 割) いじめ等対策に関する年間計画作成、実施、評価をする。毎月開催する。

#### ③児童会、中・高生徒会

(構成員) 選挙で選ばれた会長他役員。

(役 割) 児童生徒によるいじめ等対策に関する年間計画作成、実施、評価をする。年数回開催する。

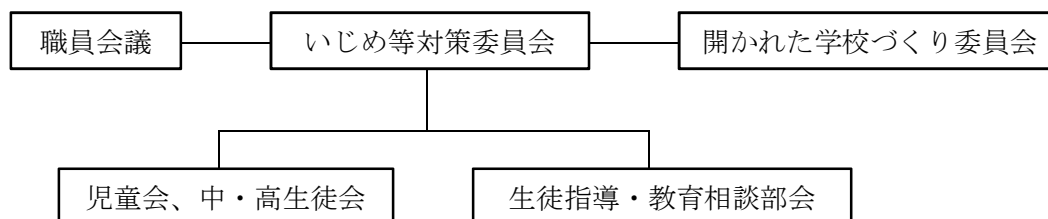
### (2) 校外の委員を含めた組織

#### ①開かれた学校づくり委員会

(構成員) 開かれた学校づくり委員会実施計画による。

(役 割) いじめ等対策に関する年間計画、実施状況、課題等について、学校からの報告を受け、協議し助言する。

### (3) 組織図



## 3 いじめ等の防止のための対策

### (1) 学校におけるいじめ等の防止

①学校経営の重点目標のひとつにいじめ等の防止を揚げ、学校全体で組織的に取り組む。

②児童生徒等の豊かな情操と道徳心を培うために、全ての教育活動を通じた道徳教育の充実を図る。

③教職員は、「楽しい・わかる・できる授業」をとおして、児童生徒等の自己肯定感を高める工夫をし、いじめ防止に努める。

④児童生徒等は、学校生活全般をとおして、いじめ等の防止について学習し、それを実践する。

⑤学校は、PTAや自治体その他関係機関との連携を図りつつ、いじめ等の防止に資する支援を行う。

## 4 いじめ等の早期発見のための措置

### (1) いじめ等調査

①いじめ等を早期に発見するため、在籍する児童生徒に対し、定期的な調査を次のとおり実施する。

ア 教育相談等を通じた学級担任による児童生徒からの聞き取り調査 年3回、随時

イ 児童生徒対象いじめアンケート調査 年3回（教育相談と併せて）

②①は、生徒指導・教育相談部が計画、実施、報告する。

## (2) いじめ等相談体制

児童生徒及び保護者がいじめ等に係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

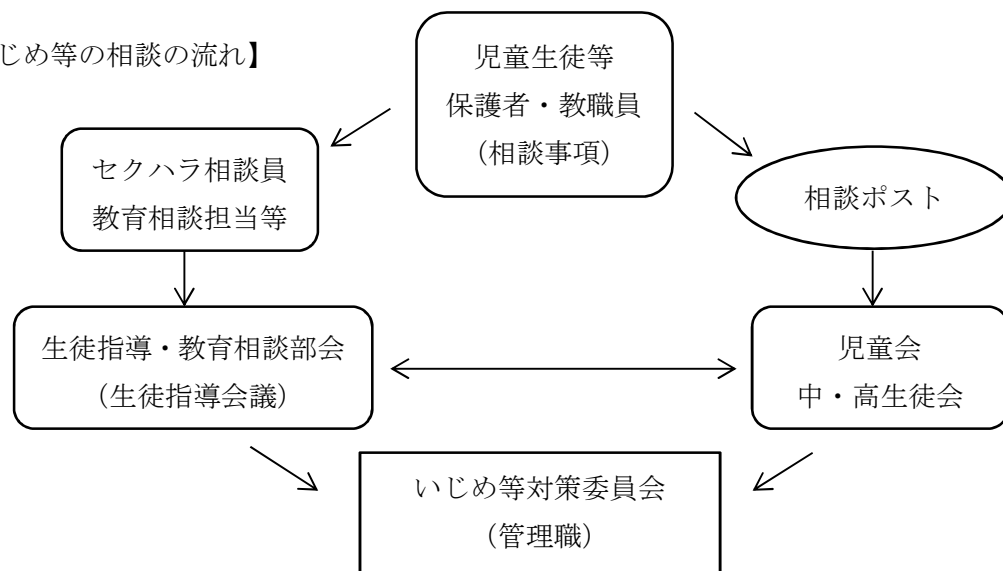
### ①いじめ等相談窓口の設置

セクハラ相談員、教育相談担当等が相談を受け、生徒指導主事に報告する。生徒指導主事は、管理職に報告する。

### ②相談ポストの設置

児童会、中・高生徒会が校内数カ所に設置、管理する。相談案件がある場合、会長他役員は、速やかに担当職員をとおり管理職に報告する。

### 【いじめ等の相談の流れ】



## (3) いじめ等の防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめ等の防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめ等の防止等に関する教職員の資質向上を図る。生徒指導・教育相談部がこの研修を計画し、実施する。

## (4) インターネットを通じて行われるいじめ等に対する対策

インターネットと通じて（メール、ライン、フェイスブック等を含む）いじめ等を防止及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動をPTAと連携して行う。

## 5 いじめ等を認知した場合の対応

(1) いじめ等に係る相談を受けた場合は、速やかに生徒指導・教育相談部が対応し、事実の有無の確認を行う。また、必要に応じて、いじめ等対策委員会を開催し、対応策を検討・実施する。

(2) いじめ等の事実が確認された場合は、いじめ等をやめさせ、その再発を防止するため、いじめ等を受けた児童生徒等・保護者に対する支援と、いじめ等を行った児童生徒等への指導とその保護者

への助言を継続的に行う。

- (3) いじめ等を受けた児童生徒等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室において学習を行う等の措置を講ずる。
- (4) いじめ等の関係者間における争いを生じさせないように、いじめ等の事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめ等については、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。
- (6) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、いじめ等対策委員会を開き、次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- ② 事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ③ 上記調査結果については、いじめを受けた児童生徒等・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ④ 事後の指導については、明確に公表する。

## 6 いじめ等の指導

- (1) いじめ等の被害者に対しては、いじめ等対策委員会が中心となり、通常の生活に戻れるよう指導計画を策定し実施する。その際、必要に応じて子どもと親のサポートセンター等外部組織との連携を図るようにする。
- (2) いじめ等の加害者に対しては、いじめ等対策委員会が中心となり、反省し通常の生活に戻れるよう特別指導計画を策定し実施する。その際、必要に応じて警察や子どもと親のサポートセンター等外部組織との連携を図るようにする。
- (3) いじめ等の被害者と加害者以外の児童生徒等について、生徒指導・教育相談部と児童生徒会が連携し、いじめ等の防止活動を速やかに計画し実施する。

## 7 学校いじめ等防止基本方針の公表、点検、評価について

- (1) 学校いじめ等防止基本方針は、ホームページで公開する。
- (2) 学校評価にいじめ等に関する項目を設け、毎年度保護者の評価を受けるようにする。
- (3) 学校は、開かれた学校づくり委員会でいじめ等について必ず状況を報告し、助言を受けるようにする。
- (4) 学校いじめ等防止基本方針は、毎年度評価し、その改定はいじめ等対策委員会と職員会議を経て決定する。